

## 令和5年度えひめ・まつやま産業まつり出展者説明会次第

日時：令和5年10月4日（水）13：30～

場所：松山市役所本館 11 階大会議室

### 【開 会】

#### 1 説明事項

- (1) えひめ・まつやま産業まつりの実施概要について
- (2) 出展上の留意点等について
- (3) 緊急時の対応について

#### 2 質疑応答

#### 3 その他

### 【閉 会】

※軽トラ市出展者については閉会后お知らせ事項がありますので、そのまま残っていただきますようお願いいたします。

小間 番号	チラシ表示名 (看板表示名)	小間 番号	チラシ表示名 (看板表示名)	小間 番号	チラシ表示名 (看板表示名)
1	中華そば 瓢太	45	Pieceful Coffee Roaster	87	北条駅前 風早カー CURCOVA
2	居酒屋・定食 大幸	46	九代目能三食堂		きりぬき
3	さくら食堂	47	Asunaro	88	パイ専門店 Tsutsumi
4	焼鳥 平田商店	48	松山商工会議所 NEXT ONE ブース	89	アルティウスリンク (株)
5	古川屋台ソウツ			90	NPO法人生き生きふれ愛えひめ
6	やきとり処 yumedori	49	中国やまなみ街道沿線4商工会 議所 (松江・尾道・今治・松山) コーナー	91	明石屋
7	BOSTON BEACH			92	INPIT 愛媛県知財総合支援窓口
8	あけまや松山店	50	松山商工会議所女性会	93	走る八百屋 (株) Local Arct
9	太養軒 道後一万店			94	認定 NPO 法人ラ・ファミリ
10	キッチン加藤 by桜秋桜	51	きねつき餅・餅人 (有) 小林商 店	95	HOJO Brewing & Stays
11	イスタンブール・テラス			96	麦宿 伝 Guest House Brew
12	焼肉ハラミ屋	52	忽那醸造 (株)	97	中華民国留日四国華僑総会
13	艶吉	53	(株) ニトムズ	98	JICA 海外協力隊 OBOG 会
14	元祖かつしゃ焼松山店	54	stog&maririn	99	松山市建築指導課
15	レストランモルゲンピアホール	55	Tommy Company	100	八七金
16	いちごファーム北条	56	atelier kaka	101	水月焼
17	あーいバルーン	57	愛媛県食肉消費対策協議会	102	ミュージアム連携
18	E-space(ふわりえマルシェ)	58	ポリテクセンター愛媛 ものづくり体験 教室	103	松山市 海外姉妹・友好都市紹介
19	生命の貯蓄体操 丹田呼吸×カラ ダゆるめる			59	Next Progress
20	愛媛県栄養士会	60	わんこ工房puppu	105	DOGO BEER
21	POLA	61	アイアン家具・雑貨 U-CRAFT		DD4D BREWING
22	ひめだん パン窯 ル・フル	62	みつばちのダンス (はちみつ)	106	gogoshima beer farm
23	PECO	63	栄光酒造 (株)	107	松山観光港ターミナル (株)
24	ドイツハウス	64	eight one cafe	108	松山市ご当地 WAON
25	D-cafe	65	四国電力 (株)	109	松山市 道後温泉事務所
26	からあげ工房 KUKU	66	四国明治 (株)	110	青井商店
27	鉄板居酒屋 昇	67	(株) モバイルコム	111	増田商店
28	NUMBER 808	68	太陽石油 (株) SOLATO	112	西岡商事
29	MOTTS	69	(株) フジトラベルサービス	113	越智商店
30	セルフトッピングからあげ からや	70	とりからくん	114	松山市ことばのちから実行委員会
31	ガジュマルPIZZA	71	きみとバンド	115	松山海上保安部
32	麒麟ビール (株) 松山支店	72	えひめヘルシーLab	116	神奈川県 横須賀市
33	浅野食品 (株)	73	NHK松山放送局	117	奈良県 斑鳩町 (いかるがちょう)
34	明日食堂	74	ダイドードリンコ (株)	118	高知県 高知市
35	いよつ会館	75	(株) かどや	119	鳥取県 米子市
36	アンティーク着物リメイク libre (リーブル)	76	瀬戸内銘菓母恵夢	120	石川県 小松空港・のと里山空港
		77	松山街商協同組合		
37	ビューティスタジオKoko〜ナリス化 粧品〜	78	まあみ	121	広島県 広島市・廿日市市・呉市
		79	THREE FISH COFFEE ROASTERS	122	沖縄県
38	創楽市	80	ジェラテリアUNO	123	大分県 別府市
39	(一社)日本産業カウンセラー協会 四国支部	81	(一社)愛媛県法人会連合会	124	(一社)愛媛県旅行業協会
		82	浪花堂	125	環瀬戸内海地域交流促進協議会
40	愛媛県行政書士会	83	浪花堂	126	シルクフェア
41	手づくりの店 ワンスオ〜ン	84	夕ピオカ工房しし丸		
42	オフィス・マリ美容と健康 shop	85	愛媛県石油商業組合・石油連盟	127	オール愛媛で食品ロスゼロ (愛媛県)
43	アサヒビール (株)	86	crelo	128	佐川印刷 (株)
44	韓国カフェ 美麗 -MiRai-	86	ジビエ料理専門店 狩人の空		らくれん



小間 番号	チラシ表示名（看板表示名）	小間 番号	チラシ表示名（看板表示名）	小間 番号	チラシ表示名（看板表示名）
129	愛媛県国際農業者交流協議会	173	愛媛県グリーン・ツーリズム推進協 議会	213	軽トラ 5
130	愛媛県菓子工業組合	174	愛媛県林材業振興会議	214	軽トラ 6
131	愛媛県鳥獣害防止対策推進会議 （しまなみイノシシ活用隊）	175	愛媛県森林組合連合会	215	軽トラ 7
132	えひめ中央農業協同組合	176	（一社）愛媛県木材協会	216	軽トラ 8
133	（株）えひめ飲料	177	愛媛県木材協会松山支部	217	軽トラ 9
134	JA松山市	178	愛媛県林業政策課	218	軽トラ 10
135	水土里ネット愛媛	179	愛媛県農山漁村生活研究協議会	219	軽トラ 11
136	フレッシュあぐりマーケット	180	愛媛県認定農業者連絡協議会	220	軽トラ 12
137	農高生等による技術・アイデア展	181	エコえひめ農産物市場	221	軽トラ 13
138	えひめのおさかな舌品グルメ	182	愛媛県酒造協同組合	222	軽トラ 14
139	松山中央郵便局	183	愛媛県肉牛生産者協議会/ JA 愛媛養豚経営者協議会	223	軽トラ 15
140	三浦工業（株）	184	愛媛県漁協女性部連合会	224	軽トラ 16
141	（株）オートサービスエム	185	ヤマト運輸（株）愛媛主管支店	225	軽トラ 17
142	愛媛県軽自動車協会	186	伊予銀行	226	軽トラ 18
143	松山空港利用促進協議会	187	愛媛銀行	227	軽トラ 19
144	南予広域連携観光交流推進協 議会	188	愛媛信用金庫	228	軽トラ 20
145	日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘 農業システム」南予の柑橘マルシェ	189	JAバンクえひめ （愛媛県内JA/県信連）	229	軽トラ 21
146	愛媛県青年農業者連絡協議会	190	愛媛県養鶏協会	230	軽トラ 22
147	ひめの凜	191	愛媛県魚食普及推進協議会	231	軽トラ 23
148	砥部焼 陶和会	192	愛媛県農協青壮年連盟	232	軽トラ 24
149	伊予水引金封協同組合	193	JA えひめ女性組織協議会	233	軽トラ 25
150	伊予織物工業協同組合	194	tsumugi&offrir	234	高校生 × SDGs
151	愛媛県住宅建設振興協議会	195	CAFE&BAL みつのもり	235	総合案内・まいご
152	愛媛県建築住宅課	196	坊ちゃん本舗	236	救護
153	石鎚黒茶さつき会	197	（株）薄墨羊羹	237	授乳室
154	四国中央市	198	（株）風鮮	238	メディアパーティー
155	新居浜市	199	アウルカフェ	239	松山市女子野球後援会
156	西条市	200	障害者就労支援センター	240	【松山市】交通安全教育車 【JAF】シートベルトコンビンサー
157	上島町	201	アルムの里	241	（11/18）野村高校移動動物園 （11/19）愛媛県警察
158	今治市	202	松山けいりん	242	松山市消防局
159	東温市	203	松山市 市民生活課	243	（株）ムロオ
160	砥部町	204	松山市考古館	244	交通安全教室
161	松前町	205	松山市保健所生活衛生課	245	愛媛県土木管理課・愛媛県建設 産業団体連合会
162	伊予市	206	（株）まちづくり松山	246	チラシ配布所
163	久万高原町	207	J T 愛媛支社		
164	内子町	208	愛媛県環境・ゼロカーボン推進課 & 循環型社会推進課		
165	大洲市	209	愛媛ダイハツ		
166	八幡浜市	210	（株）ダイキアクシス・サステイナブル・ パワー		
167	伊方町	211	軽トラ 1		
168	西予市	212	軽トラ 2		
169	鬼北町		軽トラ 3		
170	松野町		軽トラ 4		
171	宇和島市				
172	愛南町				



# 会場レイアウト図





松山市一般出展者の方へ  
 本部、運営テント、招待団体テントは  
 変更になる場合があります。

1小間の方は メイン通路側が  
 幅3.6mになります。(奥行2.7m)

テント2面以上は解放しています  
 ので売り面はどちらでも可能です。



横幕  
 カラーコーン

堀跡

仮設駐輪場

友好都市コーナー

愛媛県下市町コーナー

協賛企業コーナー

キッチンカーコーナー

協賛キッチンカー

植込み

大型案内看板

チラシ配付所

喫煙所

排水マンホール

専用給排水  
 共同給排水  
 給排水

メインアーチ

車両展示所

東



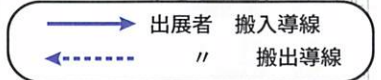
# 駐車場及び車両導線計画

※搬入は西口・北口のみ

	日付	使用者	搬入時間	搬出時間	駐車場閉鎖時間
前日	11/17(金)	出展者	13:00~17:00		17:00
当日	11/18(土)	出展者	6:00~8:30	16:15~17:45	17:45
			6:30~8:30	16:15~17:45	
後日	11/19(日)	出展者	6:30~8:30	16:15~17:45	17:45

**※会場内では、歩行者・自転車に注意し、徐行すること!**  
 ※会場内の車の進行は、反時計周り。  
 ※搬入・搬出は2人体制で行い、停車した車から運転手は、離れない。  
 ※車は、道路の端に止める。  
 ※荷下ろし完了後は、すみやかに出展者駐車場に移動。  
 ※搬出時の会場内への車両乗り入れ時刻は当日会場アナウンスします。  
**※18日(土)当日は大変混み合いますので、17日(金)に搬入をお願いします。**

**注意**  
 赤マーカー部分  
 土舗装の部分は急ハンドルしない  
 (急ハンドルすると土がえぐれる為)



## えひめ・まつやま産業まつり 2023 連絡・注意事項

出展者は、主催者及びイベント事務局(以下、「主催者等」と表記)の指示に従い、以下の項目を遵守してください。

### 禁止事項

- ・指定場所以外での喫煙(仮設喫煙所は会場内に2ヶ所あります)
- ・許可・届出なく危険物を持ち込むこと、許可を受けていない施設への無断侵入と無断使用
- ・本イベントの趣旨にそぐわない寄付の募集、署名活動を求める行為
- ・その他、主催者等が指定する事項

### 参加の取り消し等

①主催者等は下記のいずれかの項目に該当すると認めた場合には、出展の承認を取り消し、または中止を決定することがあります。

- 1 公序良俗に反するもの、法令により販売が禁止されているもの、政治思想、宗教活動などに偏っているもの
- 2 引火性、爆発性または、放射性危険物を持ち込む場合
- 3 テント内に業務用消火器を設置することなく火器を取り扱う場合
- 4 知的財産権など第三者の権利を侵害するかその恐れがあるもの
- 5 参加の権利を「譲渡」または「転貸」した場合
- 6 その他主催者等が適当でないと判断するもの

②前項に該当する理由により出展が取り消しとなった場合、出展物の撤去の費用は、出展者の負担とします。

### 小間の割り当て

- ・小間割り当てについては、主催者等が決定します。
- ・出展者は、割当てられた場所を、有償または無償で第三者に譲渡、または貸与することはできません。また、出展者間で場所を交換することもできません。

### 事故防止および責任

- ・出展者は、出展物の搬入、展示・販売、搬出を通じ、事故発生の防止に努めてください。
- ・主催者等は、出展者が行う作業について必要と認めた場合は、事故発生の防止を図るための措置を命じ、その作業の制限、または中止を求めることがあります。
- ・出展者に関わる行為により事故が発生した場合、出展者の責任において解決してください。
- ・持ち込みテントや展示物は、ウエイトを置くなど、風の対策を各出展者が責任をもって行ってください。

### 保険

- ・持ち込まれる備品・商品などにおいては会場内で破損・盗難にあわれても、主催者等では一切の責任を負いません。必要なものは、出展者側の負担において保険に加入してください。
- ・主催者等にてイベント保険に加入しますが、保険の対象範囲を超えた来場者のケガや持ち物の破損などについては、主催者等では責任を負いません。

### 許可・申請の届出

- ・出展申込書に記載された食品の保健所への届出は、主催者等が行います。
- ・出展申込書に記載された火気器具の消防署への届出は、主催者等が行います。
- ・酒類の販売を行う際の、税務署への手続きは出展者側にて行ってください。また、免許をお持ちの方についても、販売行為を行う場合は、所轄の税務署から認可を得る必要があります。

### 食品衛生対策

- ・出展者が飲食物を提供する場合は、食中毒を発生させないよう、衛生面には十分注意してください。

### 販売価格設定

- ・出展者の営業行為を認めています。販売価格は適正な価格とし、価格を表示してください。

### 現金管理

- ・現金を扱う場合は、現金の管理を出展者で行って下さい。会場内での現金紛失・盗難の発生について、主催者等は一切の責任を負いません。

### 変更・中止

- ・天変地異その他主催者等の責に帰することができない原因により、イベント開催を変更、中止した場合、主催者等は生じた損害について責任を負いません。

### その他

- ・開催時間内に販売等が終了しても、途中退場はできません。出展ブース内で来場者対応をお願いします。
- ・出展者で購入品を預かる場合は、団体名や小間番号の記載した用紙を渡すなど対応をしてください。
- ・本要領に定めのない事項が生じた場合、主催者等ははその対策を決定し、速やかに出展者に連絡することとし、出展者はその決定に従ってください。

## 出展者 搬入・搬出時間

※搬入・搬出は必ず2人体制で行ってください。停車中も運転手が離れることを禁止します。

### ■前日 11/17(金)

搬入時間 13:00～17:00

出展団体が多く、混雑が予想されますので、**早めの搬入**をお願いいたします。

※当日は混み合いますので、前日の搬入をお願いいたします。

### ■当日(1日目) 11/18(土)10:00～15:30開催 9:50プレコンサート・10:00オープニングイベント開催

搬入時間 6:00～8:30 搬出時間 16:15～17:45 **★搬出時の会場内車両乗入時刻は当日放送。**

搬入の通路が限られていますので、**早めに準備を完了**してください。

※車種の展示および、車両販売の方は、搬入搬出時の移動をお願いする場合があります。

### ■当日(2日目) 11/19(日)10:00～15:30開催

搬入時間 6:30～8:30 搬出時間 16:15～17:45 **★搬出時の会場内車両乗入時刻は当日放送。**

※搬出時は混雑が予想されますので、ご協力お願いします。

## 駐車場について ※イベント開催時間内は原則車の移動はできません。

- ・一般来場者の駐車場は、会場内には設けていません。出展者のみ駐車場を設けております。(台数制限あり)
- ・駐車許可証に記載された場所に駐車してください。商品の保管など、夜間も駐車ができます。(費用は無料)
- ・駐車許可証は必ずフロントガラスの内側に置き、確認できるようにしてください。
- ・駐車場内でのトラブルや事故などは、出展者の責任で解決してください。

※駐車場の場所は、別紙をご参照ください。

(駐車券は再発行できませんので大切に保管してください。)

**産業まつり**  
**搬入出車両**

(別紙)  
(コピー可)

## 会場内の車両の走行について

※別紙をご参照いただき、会場係員の指示に従ってください。

搬入する車は、すべて上記を掲示すること

## 設営・設備について

- ・共同給排水設備を、会場内に設けております。独占使用や他の出展者に迷惑のかかる行為は禁止します。特に、排水設備には、**油・残飯・類類のスープなど、固形物・油類を流さない**ようにしてください。
- ・火器等を使用する場合は、適正な取り扱いをお願いします。**(事前申請必要。消火器を必ず用意すること。)**火器の使用場所には、**耐熱板や不燃性のシート等を必ず敷いて防火対策**を行ってください。
- ・油を使用する場合は、**芝の焼付や熱による損傷を防ぐため、不燃性の敷物を敷くなど、芝への油飛び散り対策**を行ってください。
- ・電気器具は、仮設電源の為、事前の申請分のみ確保しております。**申請したもの以外の電気器具の持ち込みはできません。**(申請以上の電気を使用した場合、会場のプレーカーが落ちます。)
- ・電気を使用される場合は、下記通電時間のみ使用できます。**24時間通電ではありません**ので、ご注意ください。  
通電時間(準備 11/17(金) 13:00～17:00)(当日 11/18(土) 6:30～17:45、11/19(日) 7:00～17:45)
- ・共同給排水設備や公園施設(芝生や樹木を含む)に損傷が発覚し、原因者が特定された場合は、**原状回復費用を弁償**いただきます。

## 備品について

- ・他のブースや休憩所の備品(机・椅子)を移動、使用することはできません。

## 装飾について

- ・主催者が用意した店舗看板は、必ず設置をしてください。(チラシに小間番号の記載があるため)
- ・テントの装飾については、のぼり旗、パネル、看板等で持ち込み装飾することは可能ですが、趣旨に反する過剰な装飾や、通行の妨げ等周辺に迷惑をかけるような装飾は、撤去を指示する場合があります。
- ・騒音・臭気・振動などについては、予めその防止について万全の予防措置を講じて下さい。

## 清掃管理

- ・ブース内で発生したゴミ(飲食などの容器)については、**各出展者で持ち帰ってください。**
- ・特に、**飲食の出展者は、各自でゴミ箱の設置**をお願いいたします。

## 追加備品の支払いについて

- ・追加備品を依頼した場合の支払いは、松山建装社にお願いします。(開催終了後、請求書を発行します)

### ●振り込み先

伊予銀行(0174) 松山駅前支店(102) 普通口座 1011745 名義 (株)松山建装社 カ)マツヤマケンソウシャ

※追加備品の支払いは、2023年12月31日までに 松山建装社への振り込みをお願いいたします。

※指定の期日までにお支払いいただけなかった場合、次回以降の出展をお断りすることがあります。

## 雨天の場合※基本決行・荒天中止。HPでお知らせします。

・「すごいもの博」HP <http://sugoimonohaku.com> にて お知らせします。

## 当日連絡先

・本部 080-6399-3981(当日総合案内に設置) ・二神 090-4502-3982 ・平田 090-3180-4211

※主催者等の改善指導に従わない場合は、来年度以降の出展をお断りする事があります。



# 見積書

令和5年 月 日

愛媛県国際農業者交流協議会 様

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
えひめ・まつやま産業まつり実行委員会  
委員長 福井 琴樹



¥10,000-

品名	数量	単位	単価	金額	備考
出展料（飲食・物販）	1	小間	10,000	10,000	
出展料（展示・体験）		小間	5,000		
合計				10,000	（税込み）

# 請求書

令和5年 月 日

愛媛県国際農業者交流協議会 様

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
えひめ・まつやま産業まつり実行委員会  
委員長 福井 琴樹



¥10,000-

但し 令和5年度えひめ・まつやま産業まつり出展料として、  
上記のとおり請求します。

お手数ですが、R5年12月15日（金）までに、次の口座へお振込みいただきますようお願いいたします。

【振込先】

口座番号 伊予銀行(0174) 松山駅前支店(102) 普通預金 No.1011745  
口座名義 (株)松山建装社 カ) マツヤマケンソウシャ

その他 恐れ入りますが、振込手数料はご負担下さい。



# 履行通知書

令和5年 月 日

愛媛県国際農業者交流協議会 様

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
えひめ・まつやま産業まつり実行委員会  
委員長 福井 琴樹



令和5年11月18日及び19日に開催したえひめ・まつやま産業まつり  
において、ブース出展いただいたことを通知します。



# えひめ・まつやま産業まつり出展者の皆様へのごお願い ＜会場使用に関する留意事項＞

**会場の芝の焼付や熱による損傷には、ご注意ください。  
また、公園の為、通路が車対応になっていませんので  
徐行の上、急なハンドル操作はしないようにお願いします。**



芝生の焼き付け



油により芝生の破損



急なハンドル操作によるタイヤ痕



側溝など施設破損



芝生内への車両進入のタイヤ痕

**損傷された場合には、現状回復工事代金をご請求することになります。**

## ＜会場の芝の焼付や熱による損傷対策等＞

- 芝生は、熱や油に弱いため、耐熱ボード・コンパネなど対策をお願いします。  
※牡蠣や貝類は熱い汁が出ますので、耐火ボードを敷くなど対策をお願いします。
- 机や台の上でコンロやフライヤーなど使用する場合、必ず耐熱ボード等を敷いて使用してください。地面に直接置く場合も、同様の対策をお願いします。
- アスファルト部分を使用する場合、1点に負担がかかるとへこみますので、コンパネや耐圧板を敷き、力が分散するように配慮願います。
- 公園の為、通路が車対応になっていませんので、徐行の上、急なハンドル操作はしないようにお願いします。土の場所も、同様に土がえぐれないようにしてください。
- 歩行者がいますので、公園内は必ず徐行での通行をお願いします。（逆走禁止）

★火災予防条例改正に伴い、ガスや炭火、ホットプレート、発電機等の火気器具を使用する出展者は、各自で必ずABC粉末消火器を用意してください。（家庭用の簡易消火器は不可です。） ※当日消防の巡回点検があります。  
★各団体は、必ず自ブースにゴミ箱を設置し、ゴミの持ち帰りをお願いします。  
これらのことが守られなかった場合は、来年度以降の出展をお断りすることがあります。

- 共同給排水(専用給排水)には、固形物や油などを流さないでください。

特に、麺類などのスープや油を流さないようにお願いします。

- 共同給排水には、ゴミを放置しないでください。  
出たごみは、出展者が各自ビニール袋などでお持ち帰り下さい。

- 小さなつまようじは使用しないでください。

(串など大きめのものはかまいませんが、販売者は帰りに周辺を掃除してください。)  
芝生の公園ですので、落ちた小さなつまようじで、利用者がケガをすることがあります。



会場内に入場する搬入出車両について、すべての車両に「産業まつり 搬入出車両」のPOPを1台1枚、外から見える位置に掲示をお願いします。

※説明会にてお渡しした書類をコピーしてご使用ください。

**産業まつり  
搬入出車両**



# えひめ・まつやま産業まつり出展者の皆様へのお願い ＜飲食提供者への指導＞

**会場で飲食を提供する出展者は、以下の項目について遵守し食中毒の発生防止、異物混入防止に努めてください。**

- ①焼き物(肉・魚)や貝類などはよく焼いて、揚げ物は良く火を通して販売願います。
- ②消毒液を常備し、お客様の見える場所に設置すること。
- ③食品を取り扱う方は、消毒薬としてアルコールスプレー、使い捨て手袋を使用し、殺菌や二次汚染防止に努めてください。(手袋については、適切な交換も含まれます。)
- ④飲食ブースでの出展団体は、下(床面)にはブルーシートなどの対策を行い、食品にはラップなどで覆うなど、ほこりやゴミが入らないようにしてください。  
(飲食ブースでの出展団体は、客に対面する以外の側面や後面は横幕を用意しています。)
- ⑤販売面の近くで、鉄板・フライヤー等の火気を使用する場合は「やけど注意書きPOP」を常備し、よくわかるように掲示すること。  
(POPは事務局でも用意しています。貼付用テープなどは各自でご用意ください。)
- ⑥従事者の健康チェックを行い、当日体調不良者(風邪、下痢、腹痛、吐き気、嘔吐、発熱等)は従事させないように注意してください。

お子様連れのお客様へ  
ご注意ください!!  
フライヤー、鉄板等  
大変熱くなっております。

## 《重要》

★非加熱食材(スムージー、フローズン、フルーツ系生ジュース(ジューサーを使い調理)の販売を予定している方へ

### ●非加熱食材を取り扱うブースの施設設備について

・上記、非加熱食材を取り扱う団体は、ブース専用の用水タンク(コック式)、排水バケツを設置してください。(共同給排水設備が利用できます)

用水タンク(コック式)は、ホームセンターで販売しています。

### ●ディッシャー・ミキサー等の非加熱食材を取り扱う際の器具の洗浄、取り扱い等について

・2時間おきに1度、共同給排水設備や、上記の用水タンクで流水での洗浄を行い、水滴を使い捨てペーパータオルで完全に拭き取った後、器具のアルコール消毒を行う。

・ディッシャー、ミキサー、スプーン等の調理器具について可能な限り複数個用意し、洗浄消毒中のものと交互に使用できるように努めてください。

・スムージーやフローズン等の氷を使用する製品については、必ず市販の氷を使用してください。



◎イベント当日、ダイキアクシスさんのブースで廃油の回収をしています。  
※ブースにて声掛けいただくと、テントまで回収に来てもらえます。

- ★保健所には、事前にとりまとめて届出します。変更がある場合は、10月20日までにお願いします。(メールやFAXなど文書で連絡ください)
- ★持ち帰りのできるお酒の販売(カップなど会場での飲料以外)には、税務署の申請が必要です。

これらのことが守られなかった場合は、来年度以降の出展をお断りすることがあります。

# 火災予防条例改正の概要

平成25年8月京都府福知山市の花火大会で発生した火災事故を受け、  
各種催し(イベント)を行う際には、次の事項が義務付けられました！！

## ケース①：多数の方が集合する催し（イベント）において火気器具を使用する場合

ー 規制をうける催し（イベント）ー  
祭礼、縁日、花火大会、展示会などが該当し、  
PTAや自治会の行事も含まれます  
※近親者のみで行うバーベキューなどは対象外

火気器具とは・・・  
熱源（電気・ガス・石油・木炭など）を問わず、  
使用に際し、火炎や発熱が生じる器具全般



## ケース②：ケース①の催しで、露店を開設する場合

ー 規制をうける露店ー  
祭礼、縁日、花火大会、展示会などの催し（PTAや自治  
会行事も含む。）にあわせて、火気器具を使用する露店、  
屋台等を開設するもの

露店、屋台とは・・・  
道ばたや寺社の境内・参道などで、物品や飲食物を売る店



### 【ケース①・ケース②の対応】



### 【ケース②の対応】



★ 多数の方が集合する催し(イベント)において、火気器具を使用する露店を開設する場合は  
『消火器の設置』 と 『露店開設届の提出』 の両方が必要です

## ケース③：上記のケースのほか、消防長が指定する屋外での大規模な催しを実施する場合

ー 規制をうける大規模な催しー  
催しに集まる1日あたりの人出予想が11万人以上で、かつ、露店数100店以上のもの

### 【ケース③の対応】

- ・ “防火担当者” を定め、“火災予防上必要な業務に関する計画” の作成が必要
- ・ 消防署へ作成した計画の提出が必要（開催日の14日前まで）



【お問い合わせ先】 松山市消防局 予防課 TEL 926-9216



## 露店等開設時の自主チェックリスト

### ★開設場所

- 消防水利（消火栓・防火水槽等）の位置から5 m以内の場所に設置していない。
- 強風等で屋台・テントが倒壊・飛散しないように固定している。

### ★コンロ等の使用時の注意事項

- コンロの火を使用する器具に不具合がない。
- 周囲には可燃物や危険物を置いていない。  
(コンロの周囲は可燃物から15 cm以上、上方1 m以上の距離を保つ)
- ベニヤ板や段ボールなどの可燃物で囲んでいない。
- コンロは、安定した不燃性（不燃ボード・コンクリートブロック等）の床や台の上で使用している。

### ★ガスボンベ使用時の注意事項

- 直射日光や火気の近くを避け、通気性の良い場所に設置している。
- 安定した場所に倒れないように固定している。
- 必要最小限の量としている。
- ゴム製ホースはプロパンガス専用の物を使用している。
- ゴム製ホースの接続部はホースバンド等で確実に締め付けている。
- 劣化しているゴム製ホースは使用していない。

### ★ガソリン等の危険物の貯蔵・取扱い時の注意事項

- 危険物を保管する携行缶（以下、「携行缶」）は、消防法令に適合した容器を使用している。
- 携行缶は、直射日光の当たる場所や高温の場所で保管していない。
- 携行缶から給油する場合は、運転を停止し周囲に火気のない安全な場所で行う。
- 携行缶から給油する場合は、必ずエア抜きを行ってから蓋を開ける。
- 危険物の保管は必要最小限の量とし、保管、取扱い場所は観客等から十分に安全な距離を保っている。

### ★その他の注意事項

- 火気器具等を使用する露店には消火器を準備し、取扱い方法を確認している。
- 電気コードはタコ足配線にせず、電気機器の許容電流を守っている。
- 取扱説明書の安全事項を守っている。
- 本来の使用目的以外に使用する等不適切な使用をしない。
- 本来の使用燃料以外の燃料を使用しない。
- 火気使用器具の周囲は整理及び清掃に努めている。

# 危機管理マニュアル

## 火災の場合

- (1)火災が発生したら、至急初期消火を行うとともに、最寄りのスタッフ及び警備員に通報してください。
- (2)お客様を火元より遠ざけるなど安全確保に努めてください。  
※通報を受けたスタッフ及び警備員は至急本部に連絡するとともに、初期消火及び安全確保に努めること。

## 災害(地震等)の場合

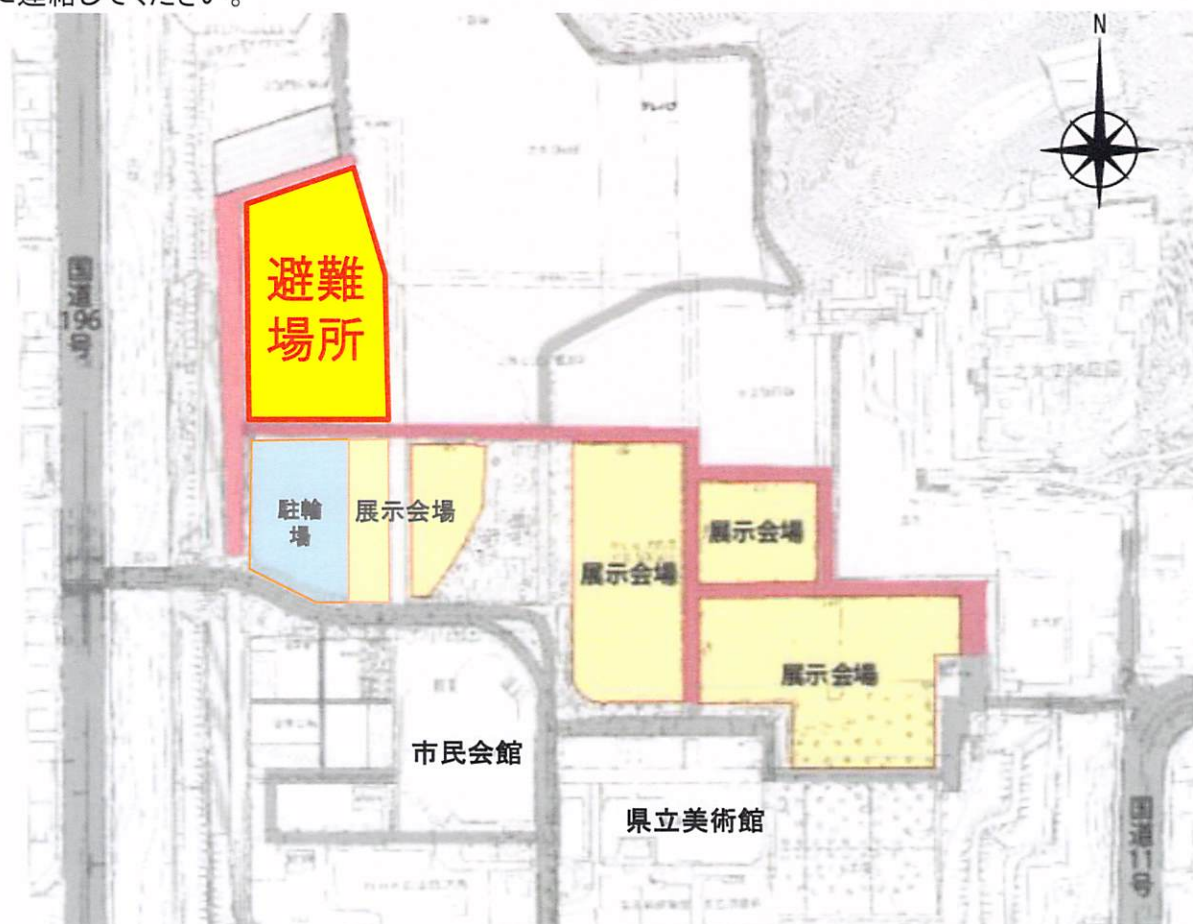
- (1)揺れが収まるのを待って、火気類を消火し、火元の確認を確実にしたうえで、最寄りのスタッフ及び警備員の誘導に従い、避難場所まで避難してください。(下記図面参照)
- (2)お客様に避難場所を伝えるなど、可能な限り誘導しながら避難してください。

## 負傷者及び救急患者が発生した場合

- (1)負傷者及び患者を安全な場所へ誘導し、119番通報をするとともに、最寄りのスタッフ及び警備員に通報してください。  
※通報を受けたスタッフ及び警備員は至急本部に連絡する。

## その他

事件、事故、不審者や迷子などがあれば、速やかに本部 [080-6399-3981](tel:080-6399-3981) に連絡してください。



- ※ 避難場所に避難する場合、子どもやお年寄りの方に配慮して避難してください。
- ※ 災害の場合で避難場所へ避難した場合、関係機関と協議し対応を指示しますので、スタッフ及び警備員の指示に従ってください。



## 事前精算機ご利用のお願い

駐車場出口の混雑緩和のため事前精算機をご利用ください。

### ① 認証機の検印

- ・市役所に用務があり地下駐車場を利用されたお客様は、駐車券を認証機に通し検印を受けてください。  
1時間分の駐車料金が無料になります。
- ・認証機設置場所：本館1階案内所または第一別館1階入口付近（開庁日8時30分から17時15分まで）

### ② 事前精算のお願い

- ・認証機で検印を受けた場合でも、事前精算機をご利用ください。（駐車場出口の混雑が緩和されます。）
- ・精算機設置場所：地下駐車場内、地下1階・地下2階のエレベーター付近（下記平面図参照）

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、いずれかの交付を受けている方が乗車しているお客様は、一般の駐車料金の2分の1が減免されます。事前精算前に、管理事務所(電話：089-933-0095)にお越しいただき手帳を係員に提示してください。

〈問い合わせ先〉  
都市生活サービス課  
駐車・駐輪担当 (089)-948-6462

